第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 22 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 8 年 11 月 17 日

第十管区海上保安本部長　星﨑　隆（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名称　長島町

（2）住所　鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1

2　水路測量を実施する区域及び期間

（1）区域　付図のとおり

（2）期間　令和 8 年 11 月 24 日から令和 8 年 12 月 18 日まで（うち 3 日間）

3　水路測量の実施方法

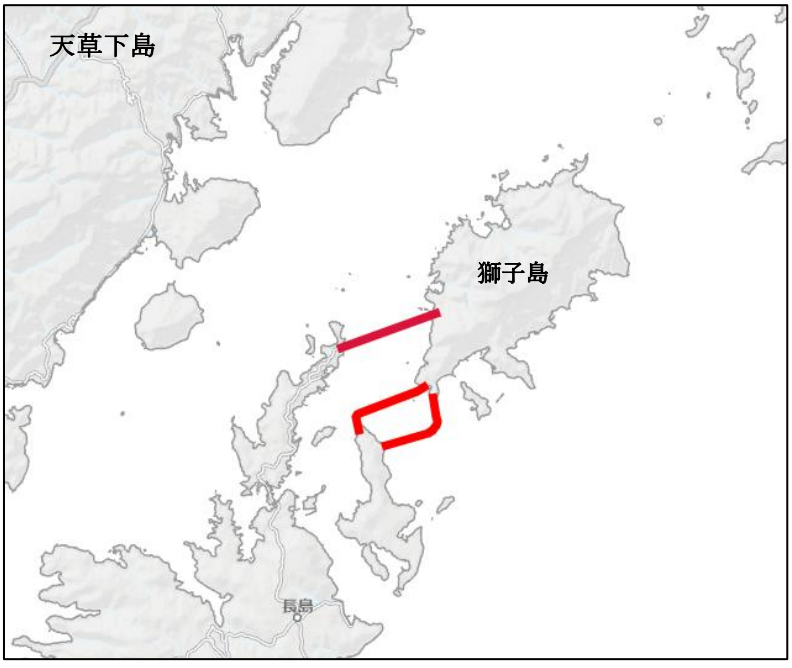
（1）測深　マルチビーム音響測深機を使用する

（2）測位　GNSS による

4　航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）獅子島付近　赤塗りで示す区域



「国土地理院（GSI）」